

令和7年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立伊保内高等学校

校長名 細川 英人

1 活動の方針

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行なわれるものであることを踏まえ、以下を活動の方針とする。

- (1) 健全な心身の育成と豊かな感性を育み、好ましい人間関係の構築を図る。
- (2) 生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりに努める
- (3) スポーツ・文化芸術に関する資質を生かし、その能力を伸ばす。

2 活動時間・休養日について

- (1) 平日に週1日以上休養日を設け、年平均で週当たり2日以上の設定に努めること。
- (2) 月に最低1度は土日に休養日を設けるよう努めること。(シーズンオフや大会終了後の土日は、さらに休養を増やす。休養日の目安を月平均8～9日以上)
- (3) 平日の活動は、短時間で効果が得られるよう指導を工夫し、生徒の家庭学習時間を確保する。
- (4) 休日及び長期休業期間の活動は、適切な休憩・休養日を確保し、生徒が学習時間等、自分を高める時間をもてるよう留意すること。

3 活動のきまり

- (1) 活動計画について
 - ア 年度始めに年間計画を立てる。(大会、考査、休養日等を記入)
 - イ 月間計画書は前月中旬までに立て、生徒・保護者に配付する。
- (2) 活動時間について
 - ア 平日は18:30を目途に活動を終了し、18:50完全下校とする。
 - イ 休日及び長期休業期間は3時間半程度とする。(大会・練習試合・合宿を除く)
- (3) 活動停止期間
 - ア 定期考査1週間前から考査最終日前日まで。
 - イ 学校閉庁日。
- (4) 特別練習について(平日の延長・活動停止期間中における活動)
 - 1週間以内に大会がある部及び特別の事情が認められる部は部活動特別許可願を提出し、特別練習をすることができる。

4 その他

- (1) 安全を第一に考えた活動に努め、活動場所の安全管理及び活動環境に応じた健康管理に努める。
- (2) 生徒の心身の健康を踏まえた指導を行うとともに、体罰や人格を傷つける言動を根絶する。
- (3) スポーツ医・科学の見地から科学的トレーニングを積極的に導入し、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫する。
- (4) 部活動の参加を義務づけたり、活動を強制したりしない。